

## 新畑の前橋(五郎 赤橋)通行規制を変更します

橋の塗り替えに伴う足場組み立て工事のため全面通行止めとなっている新畑の前橋(通称「五郎 赤橋」)について、足場の組み立て完了後も幅員が減少するため次のとおり通行規制内容を変更して工事を行います。なお、予定している塗装区間の施工が完了する11月上旬には足場解体のため、再度全面通行止めに切り替える予定です。

令和4年度までの工事期間を予定していますので、今後も通行規制を変更しながら施工を行います。

### 【通行規制期間】

7月10日(土)～10月31日(日)(予定)

▽月曜日～土曜日

・午前8時～午後6時

片側交互通行(4トント車以上通行止め)

・午後6時～午前8時

車両通行止め

▽日曜日

終日車両通行止め

※歩行者と自転車は曜日にかかわらず通行できます。

### 【問い合わせ先】

建設課工務係 ☎②4 1716



## 大洲市議会議員選挙の選挙期日が決定しました

任期満了に伴う大洲市議会議員選挙の選挙期日は次のとおりです。

【選挙期日】

9月5日(日)

【選挙期日の告示の日】

8月29日(日)

【任期満了日】

10月1日(金)

【議員の定数】

21人

【立候補届出事務説明会】

日時 7月29日(木)

午後1時30分から

場所 市役所2階大ホール

## 投票所入場券が変わります

次回執行の選挙から投票所入場券に期日前投票宣誓書の様式を加えます。今まで期日前投票所で記入していた期日前投票宣誓書を自宅などで事前に記入することができるようになります。

これに伴い、投票所入場券の様式と発送方法を次のとおり変更します。

### 【様式の変更】

1人につき1枚のはがきを作成し、表面に氏名・当日投票所の場所・投票時間などを、裏面に期日前投票宣誓書を記載しています。期日前投票所で投票する人は、

①投票日当日に行けない事由の数字に○を記入

②期日前投票をする日付を記入

③氏名・生年月日を記入してお持ちください。

※投票日当日に投票する人は記入不要です。

### 【発送方法の変更】

各選挙の公示日・告示日以後に折りたたみ式の圧着はがきで世帯主宛に郵送していましたが、今後は、通常はがきで個人宛に郵送します。

### 【問い合わせ先】

大洲市選挙管理委員会事務局 ☎②4 1760

①投票日当日に投票所に行けない事由に○をしてください。

(表) 投票所入場券

大洲市 選挙期日 9月5日(日)

料金後納郵便 〒730-6601

〒730-6601 大洲市 大洲一橋

立入したのではなく、期日前投票する旨を記入してください。

(裏面) 宣誓書

期日前投票宣誓書

私は、大洲市議会議員選挙の期日前投票を希望する者として、以下の事項を宣誓し、期日前投票所へ持参いたします。

1. 住所、年齢、性別、職業、投票区、氏名  
2. 期日、期前、期日の投票所住所  
3. 期前、期日、期日の投票時間  
4. 大洲市に住所を有する者であること  
5. 大洲市選挙管理委員会から交付された期日前投票券の記載事項と一致すること

大洲 太郎

期日 9月5日(日) 投票時間 6時～13時

大洲市選挙管理委員会 事務局

〒730-6601 大洲市 大洲一橋

TEL 0863-24-1760

※この宣誓書は、選挙の公正・公平の確保、期日前投票の適正な実施を図るため、厳格に管理されています。大切に保管し、選挙の日まで大切に保管してください。

事業者のみなさんへ(協力金・応援金の支給と労働保険)

営業時間短縮等協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、愛媛県から要請のあった営業時間短縮などにご協力いただいた酒類を提供する飲食店などに対して、協力金を支給します。

【協力要請期間】

- ▽第1弾 4月26日(月)～5月19日(水)
- ▽第2弾 5月20日(木)～5月31日(月)

【協力要請内容】

要請期間中の営業時間を午前5時から午後9時までの間とし、酒類の提供は午前11時から午後8時30分までの間とすること。

【申請期間】

- ▽第1弾 5月20日(木)～8月31日(火)
- ▽第2弾 6月1日(火)～8月31日(火)

えひめ版応援金(県・市町連携事業)

新型コロナウイルスの感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者などを支援するため、応援金を給付します。

【給付対象要件】

▽令和3年1月から5月のいずれかの月の事業収入(売上)が、平成31年(令和元年)または令和2年同月と比較して30%以上減少していること。

▽年間売上が法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。

▽厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が継続する形で感染対策に取り組んでいるもの(アクリル板の設置など)。

▽応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

※営業時間短縮等協力金の対象者または緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う一時支援金・月次支援金の受給者は対象外となります。(要件を満たさない場合も対象となる場合がありますのでご相談ください。)

【給付額】

- ▽法人 20万円
- ▽個人事業主 10万円

【申請期間】

6月1日(火)～8月31日(火)  
詳細は、市公式ホームページをご確認ください。

労働保険の更新手続きはお済みですか

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(火)から7月12日(月)です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けています。

【年度更新コールセンター】

年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンターにご相談ください。

▽開設期間

5月31日(月)～7月16日(金)  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)  
☎0800(555)6780  
(通話料無料)

労働保険の手続きは「電子申請」をご活用ください。

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

▽労働保険の電子申請は「eGov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。

▽労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。

▽労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。

【問い合わせ先】

商工産業課商工振興係  
☎241722



「申告書の書き方」  
厚生労働省ホームページ



営業時間短縮等  
協力金



労働保険の  
電子申請「e-Gov」



えひめ版応援金

## 福祉施設などにおける新型コロナウイルス感染症 検査費用を補助します

高齢者施設、障がい者施設、救護施設などへの新規入所者、やむを得ない事情により感染拡大地域を訪問した職員に対して自主的に行う検査費用について次の支援を行います。

### 高齢者施設への新規入所者への補助

#### 【補助申請者】

高齢者施設に新たに入所する人で、検査を希望する個人

#### 【検査対象者】

▽高齢者施設に新たに入所する概ね1週間前にPCR検査または抗原定量検査を受けた人のうち、検査日において本市に住民登録がある次のいずれかに該当する人

- ▽65歳以上の人
- ▽65歳未満の人のうち慢性閉塞性疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、悪性腫瘍（がん）、肥満（BMI30以上）のいずれかの疾患を有する人

#### 【補助金の上限額】

- ▽PCR検査 2万円
  - ▽抗原定量検査 7千500円
- （対象経費は、1回の検査費用）

※短期入所生活介護・療養介護を提供する施設に入所する場合は、年度内で同一施設1回を限度とします。

※行政検査、保険適用検査および他の助成金などを受けて行う検査と陰性証明書発行手数料は、補助の対象外です。

#### 【対象高齢者施設】

▽介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

#### 【補助申請者】

- ▽有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
- ▽生活支援ハウス、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所
- ▽認知症対応型グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設

### 障がい者施設などの新規入所者、高齢者施設などの職員への補助

#### 【補助申請者】

「令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス

感染症検査費用補助金」の交付決定を受けている法人

#### 【検査対象者】

▽入所系施設（高齢者施設除く）に新たに入所する人で市内に住所を有する人（市外の人は、ご相談ください）

▽市内施設に従事する職員

#### 【補助金の上限額】

- ▽PCR検査 1万5千円
  - ▽抗原定量検査 4千500円
- 補助金の対象となる経費は、1回の検査にかかった費用とします。

#### 【問い合わせ先】

高齢福祉課地域支援係  
☎24 1714  
社会福祉課障がい福祉係  
☎24 1758

## 子育て世帯生活支援特別 給付金が支給されます (ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

#### 【対象者】

▽児童扶養手当受給世帯など  
①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人

②公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限額を下回る人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

#### 【支給額】

児童一人当たり一律5万円

#### 【受給手続き】

対象者のうち、②、③については申請が必要です。

▽ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について  
詳細がわかり次第お知らせします。

#### 【問い合わせ先】

子育て支援課子ども相談係  
☎24 5718  
長浜支所 ☎52 1114  
肱川支所 ☎34 2311  
河辺支所 ☎39 2111

## 国民年金保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により承認されると、保険料の全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、または納付猶予を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障がい年金や遺族年金を受け取るために必要な期間にも含まれます。ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

### 【審査基準】

#### ▽免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること。

#### ▽猶予の場合

50歳未満の人で、申請者、配偶者のそれぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること。

### 【申請できる期間】

#### ▽過去の期間

受け付けをした月の2年1カ月前まで

#### ▽将来の期間

翌年の6月（申請月が1月から6月まではその年の6月）分まで

※令和3年7月から令和4年6月分は、7月1日(木)から受け付けを開始します。

### 【必要なもの】

年金手帳または基礎年金番号通知書

※失業したことにより免除申請する場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

### 【申請・問い合わせ先】

保険年金課年金係

- ☎ 24 1713
- 長浜支所 ☎ 52 1113
- 肱川支所 ☎ 34 2311
- 河辺支所 ☎ 39 2111

## 新型コロナウイルス感染症に感染した人などに対する傷病手当金支給期間を延長

国民健康保険もしくは後期高齢者医療保険に加入している被用者の人（給与の支払いを受けている人）が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために労務に服することができない場合に支給する傷病手当金の支給期間を令和3年9月30日(木)まで延長します。

### 【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

### 【申請方法】

申請には、事業主が記載した勤務状況、直近3カ月間に支払った給与状況や医療機関が記載した書類が必要になります。

様式指定のため、必ず事前に電話などでご相談ください。

### 【問い合わせ先】

- ☎ 24 1713
- 保険年金課
- 国保係・高齢者医療係

## 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料（税）の減免制度があります

支援制度	対象者	主な条件など	必要なもの	相談窓口	申請期限
国民健康保険税	国民健康保険被保険者	主たる世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った人	・申請書 ・印鑑 ・マイナンバーのわかるもの ・被保険者の口座番号のわかるもの（コピー可）	税務課 市民税係 ☎24-1711	令和4年 3月31日まで
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療被保険者	主たる世帯主の事業収入等が前年と比較して10分の3以上の減少が見込まれる人（別途所得要件あり）	・死亡または重篤な傷病を負ったことがわかるもの ・令和2年中の所得などの状況がわかるもの	保険年金課 高齢者医療係 ☎24-1713	
介護保険料	65歳以上の介護保険被保険者		・収入が減少したことがわかるもの（令和3年1月以降の給与明細、事業の廃止届、離職票など）	高齢福祉課 介護保険管理係 ☎24-1714	

※要件により必要なものなどが異なるため、詳しくは各相談窓口まで問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度

### 保険証が新しくなります

現在の保険証（オリーブ色）の有効期限は、7月31日(土)です。  
8月1日(日)からは、新しい保険証（薄桃色）に変わります。

### 【対象者】

▽75歳以上の人  
▽65歳から74歳までの一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

### 【一部負担割合】 1割または3割

※昨年中の所得で決定  
【交付時期】  
新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生月の前月に送付します。

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

### 【限度額適用・標準負担額減額認定証】「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の有効期限も7月31日(土)です。現在、各証をお持ちの人で、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送付しますので、改めて申請する必要はありません。

### 【限度額適用・標準負担額減額認定証の要件】

▽保険料の滞納がない  
▽住民税が非課税の世帯  
▽世帯に所得の未申告者がいない  
【限度額適用認定証の要件】

▽保険料の滞納がない

▽住民税課税所得が14.5万円以上69.0万円未満

▽世帯に所得の未申告者がいない  
※世帯に19歳未満の人がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。

### 保険料の通知書を送付します

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

※保険料（年額）は10円未満切り捨て、限度額は64万円です。

※世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額が軽減される場合があります。

1人あたりの保険料(年額)

||

均等割額 47,720円

+

所得割額  
(総所得金額など  
-43万円【基礎控除額】  
×所得割率9.02%)

《保険料額の算出方法》

※後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国民健康保険および国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い人は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられません。

### 均等割額軽減特例の見直し

これまで本則7割軽減のところ、特例的に軽減割合の上乗せがありました。令和3年度から制度本来の仕組みの7割軽減に戻ります。令和2年度に7・75割軽減であった人は、令和3年度から7割軽減となります。

### 【納付方法】

▽特別徴収 年金からの天引き  
▽普通徴収 納付書又は口座振替  
※前年度と納付方法が変更になっている人もいますので通知書を必ずご確認ください。

### 保険料算定基準が変わります

税制改正において給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられました。これに伴い基礎控除額を基準としている均等割額の減額基準も引き上がります。また、税制改正の影響により軽減

対象から外れたり、軽減割合が縮小することがないように算定式が見直されました。世帯に給与所得者などが2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者などの数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

令和2年度の基準（改正前）	令和3年度の基準（改正後）	軽減割合
33万円（基礎控除額）以下	43万円（基礎控除額） + 10万円 × （※給与・年金所得者の数-1） 以下	7割
33万円（基礎控除額） + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下	43万円（基礎控除額） + 28.5万円 × （世帯の被保険者数） + 10万円 × （※給与・年金所得者の数-1） 以下	5割
33万円（基礎控除額） + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下	43万円（基礎控除額） + 52万円 × （世帯の被保険者数） + 10万円 × （※給与・年金所得者の数-1） 以下	2割

※一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金所得者（公的年金などの収入が60万円を超える65歳未満の人、または125万円を超える65歳以上の人をいいます。）

②④ 1713 保険年金課高齢者医療係

## 介護保険制度

### 保険料が変わります

今年度は、3年に一度の保険料見直しの年になり、介護保険料の基準額を変更しています。

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合う仕組みで、40歳以上の人が納める保険料と公費で運営されています。

▽第2号被保険者(40～64歳の人)  
加入している医療保険の保険料に含めて納付

▽第1号被保険者(65歳以上の人)  
直接大洲市に保険料を納付

### 保険料の通知書を発送します

65歳以上の人の介護保険料は、毎年7月に本人の前年の収入や住民税の課税状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決まります。7月中旬に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

### 介護保険料の納め方

介護保険料の納付方法は、法律で決められていて、個人で選択することはできません。送付する保険料決定通知書に従って、納付してください。

### ▽特別徴収

原則として、年金額が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます。

ただし、年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合、所得段階が変わった場合などには、一定期間「普通徴収」になることがあります。

### ▽普通徴収

年金額が年額18万円未満の人などは、送付される納付書で納めてください。また、取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

### 納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が制限されます。介護や支援が必要になったときに安心して介護サービスを利用するためにも、保険料は必ず納めてください。

### 介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている人全員に、自身の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。

有効期間は、8月1日(日)から令

和4年7月31日(日)までとなり、毎年発行します。

なお、それ以降に新たに認定を受けた人などについては、順次発送します。

### 介護保険施設などの食費・部屋代の負担軽減について

〈介護保険負担限度額認定証の更新手続きはお済みですか〉

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などや短期入所(ショートステイ)を利用する低所得世帯の人を対象に、食費・部屋代の負担軽減を行っています。軽減を受けるためには事前に申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日(土)です。引き続き軽減を受ける場合は7月中に更新の手続きをしてください。また、8月から受給の要件などが変更となりますのでご注意ください。

### 8月から利用者負担上限額が変わります

介護サービスを利用する時の1カ月の利用者負担上限額のうち、年収が約770万円以上の人は、上限額が変更になります。

また、1カ月に支払った利用者負担額の合計が上限額を超えた時は、超えた分が高額介護(予防)サービス費として支給されます。ただし、食費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

支給を受けるには、申請が必要です。対象となる人へ申請書を送付しますので、提出してください。

介護保険制度の変更内容の詳細は、それぞれ対象者に郵送する文書をご確認ください。市公式ホームページでも確認できます。



「介護保険」に関するホームページ

※新型コロナウイルス感染症に伴う令和3年度介護保険料の減免または徴収猶予については、17ページをご覧ください。

### 【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係  
 長浜支所 ☎24 1714  
 長川支所 ☎52 1114  
 河辺支所 ☎34 2311  
 ☎39 2111

障がいのある人への各種手当などを紹介します

【特別児童扶養手当】

▽受給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人

▽支給要件

・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと  
・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

（障がいの程度により異なる）

・1級 5万2千500円  
・2級 3万4千970円

▽手当の支給

毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

▽受給資格者

重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人

▽支給要件

重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと

▽手当月額

2万7千350円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

▽受給資格者

重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活において常時介護を必要とする人

▽支給要件

・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと  
・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

1万4千880円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

▽支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

▽現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

▽手当の金額には変動がありません。

大洲市障がい者タクシー利用助成事業をご存じですか

障がい者の社会参加の促進と在宅福祉の増進を目的に、乗車1回につき500円まで助成するタクシー券を配布しています。

【交付対象者】

▽身体障害者手帳1・2級所持者  
▽療育手帳 A・B所持者  
▽精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

※次の場合は対象となりません。

▽施設に入所している場合  
▽市民税課税世帯に属する場合  
▽本人や家族が自家用車を所有している場合  
▽人工透析患者通院等支援事業による助成を受けている場合

【申請および配布方法】

障害者手帳を添えて、社会福祉課または各支所地域振興課へ申請書を提出してください。後日、窓口で助成券を配布します。

乗車1回につき500円の助成券を月2枚（往復）として計算し、年間で24枚綴り（1万2千円分）の冊子を配布します。

【利用方法】

タクシー料金の支払い時に、障害者手帳を運転手に提示し、助成券1枚を渡してください。



【協力事業者】

市内に事業所を設置している一般乗用旅客自動車運送事業者（介護タクシー含む）のうち、本事業への登録のある事業所となります。

【注意事項】

毎年度申請が必要です。助成券は申請月から3月までの月数分の配布となります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係

☎ 24 1758

長浜支所

☎ 52 1114

脇川支所

☎ 34 2311

河辺支所

☎ 39 2111

## 消防職員を募集します

大洲地区広域消防事務組合では、令和4年4月1日付け採用の消防職員を募集します。

### 【採用予定人員】

▽消防職（一般） 6人程度

▽消防職（救急救命士） 2人程度

### 【試験区分の受験資格】

▽消防職（一般）

平成7年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは令和4年3月末までに卒業見込みの人

▽消防職（救急救命士）

平成7年4月2日以降に生まれた人で、救急救命士の資格を有する人または令和3年度末までに救急救命士国家試験の受験資格を有し、かつ、令和3年度実施予定の同試験受験見込みの人

### 【共通受験資格】

▽日本国籍を有する人

▽採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

・視力 両眼とも視力が0.7以上（矯正含む）であること

・聴力 左右とも正常であること

▽普通自動車運転免許取得者（AT車限定を除く）または令和4

年3月末までに免許取得見込みの人

の人

※ただし、生年月日などの関係で取得できない人は、令和4年度中に取得できる人

【試験日時・場所】

▽第1次試験

9月19日(日)

午前9時～午後5時

大洲市役所2階大ホール他

▽第2次試験

令和3年11月上旬予定

※第1次試験合格者に通知します。

【受付期間】

▽7月1日(木)から8月6日(金)までの消印があるものに限り受け付けます（郵送のみ）。

### 【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課 ☎242666

詳細は、大洲地区広域消防事務組合ホームページをご覧ください。

<http://ozu119.jp/>



大洲地区消防  
事務組合ホームページ

## 刈り草を提供します

大洲土木事務所では、河川堤防の点検を行うため2年に1回程度、堤防点検に必要な範囲の草刈を行います。また、道路の安全を確保するため、年に1回程度、県管理道路の草刈を行っています。

愛媛県では、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈り草のリサイクル（再利用）を推進しています、令和3年度も希望者へ刈り草を提供しますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料などとして、ご活用ください。

【提供方法】

草刈実施各所の仮置き場に取りに来ていただき、その場で提供します。

【提供期間】

▽河川堤防 7月～9月上旬の予定

▽道路 7月～9月上旬の予定

【注意事項】

▽刈り草の運搬は、原則として希望者にてお願いします。

▽刈り草はそのままの状態を提供します。

▽先着順で刈り草がなくなり次第終了となります。

### 【問い合わせ先】

大洲土木事務所 ☎245121

河川港湾課河川港湾グループ

内線280

道路課道路第二グループ

（補修担当）内線318



道路に草が繁茂すると  
・見通しが悪く危険  
・道路幅が減少する



草刈により、  
・見通しが良くなる  
・本来の道路幅を確保

刈り草は『有効な資源』です  
敷き草として  
堆肥の原料として  
飼料として